

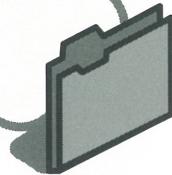


書類で
学ぶ

最終回 戸籍謄本の見方②



亡くなった夫の遺産について、妻である私が預金を相続することになりました。夫の戸籍謄本を分かれる範囲で用意してきたのですが、これで私が相続人であることが証明できますか。



本

連載の最終回は、戸籍謄本の読み方から相続人確認のための一連の作業を解説します。

相続人がだれなのかを確認するには、被相続人の「出生から死亡までの連続した」戸籍謄本等を確認する必要があります。

には、被相続人の「出生から死亡までの連続した」戸籍謄本等を確認する必要があります。

新しい戸籍から古い戸籍にさかのぼって確認して下さい

（現行戸籍を確認）

戸籍は、婚姻や様式の改製、転籍等の理由により複数回作製され、複数の市区町村にわたって登録されていることも少なくないものです。被相続人の一生の歴史を捉えるためには、1つひとつに戸籍が「いつから始まり、いつ終わっているか」を確認する必要があります。

（改製原戸籍を確認）

サンプル1には、平成16年3月

株式会社SBL 税理士 **八木正宣**

手続き&アドバイス

相続・贈与の

相続人を名乗るお客様から戸籍謄本を取り受けたら、まず被相続人の死亡の記載がある戸籍（サンプル1）から確認を始めます。戸籍上の情報を読み取るコツは「新しいものから古いものへ」とさかのぼって確認することです。

被相続人である近代太郎さんの身分事項に、除籍および死亡の記載があること、戸籍謄本末尾の書類交付日が被相続人死亡日以降であることを確認します。

次に戸籍事項の欄から、平成6年戸籍法改正（コンピュータ文書化）により、平成16年3月15日に作製されたものと確認できます。

この戸籍は、平成16年3月15日から平成26年10月7日までの戸籍を証明する書類で、近代太郎さんの平成16年3月15日から平成26年7月1日までの戸籍関係の確認ができます。配偶者の花子さんについては、身分事項に死亡の記載がなく除籍もされていないことから生存しており、相続人であることが確認できます。

15日より前の戸籍情報は記載されていません。この戸籍はコンピュ

によって東京都中野区に戸籍が編
製されたことを意味します。

レタ化で新しく編製されたものなので、平成6年法改正前の様式で作製された改製原戸籍が同じ中野区に存在します（サンプル2）。

コンピュータ化前の戸籍は昭和23年式戸籍と呼ばれ、手書き・縦書きの様式です。コンピュータ化されていない市区町村においては現行様式となります。

サンプル2には「婚姻の届出に
より昭和34年1月23日編製」とあ
ります。昭和34年1月23日に婚姻

製につき平成16年3月15日消除」とあり、サンプル1の戸籍の編製日と一致することから、サンプル1とサンプル2が「連続した戸籍」であることが分かります。

この改製原戸籍では、昭和34年
1月3日から平成6年3月5日ま

を確認することができました。戸籍の改製時にすでに戸籍から除籍されている人は、新しい戸籍には記載されません。ですから、サンプル1では一郎さんの存在を確認できなかつたわけです。

相続人となるべき人が生存しているかも確認する

（さらに前の戸籍を確認）

サンブル2では、近代太郎さんの昭和34年1月22日以前の戸籍関係は分かりません。もしかすると

昭和34年1月23日の婚姻は再婚で、初婚の相手との子や、非嫡出子（婚姻届を出していない男女の間に生まれた子）がいるかもしれません。よって、さらに戸籍をさかのぼる必要があります。

日山田花子と婚姻届出神戸市北区
鈴蘭台七番地近代肇戸籍から入
籍」と記載があります。婚姻前
は、近代太郎さんは神戸市北区の
近代肇さんの戸籍に属していたこ
とを示す記述です。次に確認する
のは、近代肇さんが戸主（戸籍の

サンプル 1

全部事項証明	
本籍 氏名	東京都中野区東中野4321番地 近代 太郎
戸籍事項 戸籍編製	【改製日】平成16年3月15日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条 第1項による改製
戸籍に記載さ れている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和14年2月3日 【配偶者区分】夫 【父】近代 肇 【母】近代 元美 【続柄】長男
身分事項	
死亡	【死亡日】平成26年7月1日 【死亡時分】午前8時30分 【死亡地】東京都渋谷区 【届出日】平成26年7月3日 【届出入】妻 近代花子
戸籍に記載さ れている者	【名】花子 【生年月日】昭和14年5月20日 【配偶者区分】妻 【父】山田万里男 【母】山田トラ 【続柄】長女
前後の戸籍 のつながり を確認	これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明 した書面である。 平成26年10月7日
東京都中野区長 野中 東	

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
平成26年10月7日

東京都中野区長 野中 東

サンプル2

サンプル3

本籍改製原戸籍				神戸市北区鈴蘭台七番地				近代武市			
大正七年九月八日前戸主武市死亡ニ因リ家督相続母届出同年九月拾五日受附申				昭和拾貳年法務省令第二十七号により昭和拾参年五月拾四日本戸籍改製申				主戸前と納職			
室町元美ト婚姻届出昭和五年貳月貳日受附申				昭和拾貳年法務省令第二十七号により昭和拾五年壹月拾六日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除申				亡 近代武市 長男			
太郎さんは昭和14年2月3日に出生したため、この戸籍が太郎さんの出生時の戸籍											
生出	男	長		生出	母	父	主戸前と納職	主戸前	近代	武市	長男
昭和拾四年貳月参日	太郎	元美	亡	明治拾九年五月九日	近代	ハナ	亡	近代	武市	長男	
四三三一一番地に新戸籍編製につき除籍申	太郎	元美	亡	太郎	元美	亡	近代	武市	長男		
			男長				男長				



今回の ポイント

- 相続人の確定には、被相続人の
出生から死亡までの連續した戸
籍を見ることが必要
相続人となるべき人の生存を確
認するため、相続人となるべき
人の戸籍も提出してもらいつ

サンプル4

		全部事項証明
本 氏 名	福島県いわき市東田町765番地 近代一郎	
戸籍事項 戸籍編製	【改製日】平成14年8月19日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者	【名】一郎 【生年月日】昭和40年1月6日 【配偶者区分】夫 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男	

た戸籍原本を取り寄せ、一郎さんの相続権を代襲する人を確認することになります。

サンブル3は大正4年式戸籍で、一番右には前戸主、その次に戸主（戸籍の筆頭者）が記載されています。「大正7年9月8日前戸主武市死亡により家督相続」が、肇さんを筆頭者とする戸籍の編製原因です。

「昭和32年法務省令第27号により昭和35年1月16日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除」とありますので、この戸籍は、大正7年9月8日から昭和35年1月16日ま

あることが読み取れました。サンプル3の証明期間の中に含まれていますので、この戸籍が、近代太郎さんの出生から婚姻までの戸籍を証明する書類になります。

〈相続人の生存等を確認〉

以上、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本から相続人を確認することができました。

筆頭者)である、神戸市北区の戸籍です(サンプル3)。

での戸籍関係を記録したものとい
うことになります。

しかし、その相続人となるべき人が、相続が発生した時点で生きているとは限りません。すでに死亡している場合には、代襲相続により、その相続人となるべき人の子

が相続人となります。

長男の一郎さんは、サンプル2から婚姻により除籍となつております。生死が確認できていません。よつて、一郎さん自身の戸籍も取得しなければなりません。それがサンブル4です。